

1 概要

犯罪情勢は、総数に占める割合の大きい罪種・手口を中心に刑法犯認知件数の総数が継続的に減少しているものの、必ずしも当該指標では捉えられない情勢もあり、依然として予断を許さない状況にある。

2 各論

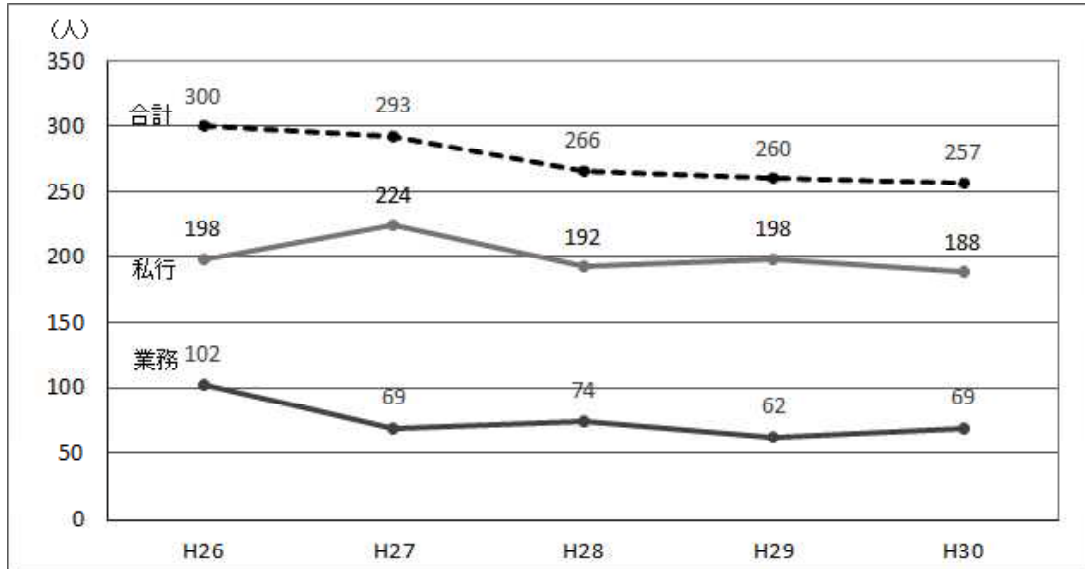
	H30	H29	増減数	増減率(%)
刑法犯認知件数	817,445	915,042	-97,597	-10.7
刑法犯検挙件数	309,430	327,081	-17,651	-5.4
特殊詐欺認知件数	16,493	18,212	-1,719	-9.4
サイバー犯罪検挙件数	9,046	9,014	32	0.4
サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数 (件/日・IPアドレス)	2,752.8	1,893.0	859.8	45.4

- 刑法犯認知件数の総数については、平成30年は817,445件となり、前年に引き続き戦後最少を更新。総数に占める割合の大きい街頭犯罪や侵入犯罪が一貫して減少。
- 特殊詐欺については、過去10年間で最多となった前年からは減少したものの、過去5年間で約23.2%増加するなど、依然として高い水準。
- サイバー犯罪の検挙件数が高い水準で推移。また、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数が増加傾向。
- ストーカー事案については、前年比では減少したものの、相談等件数及び検挙件数ともに高い水準で推移
- DV及び児童虐待については、DVの相談等件数及び虐待の通告児童数が増加傾向にあり、その検挙件数も増加傾向。

3 今後の取組

特殊詐欺やサイバー犯罪にみられるような、新たな犯罪傾向や社会情勢も踏まえ、被害の発生や手口に関する情報を関係機関、事業者等と共有して緊密な連携を図り、犯罪ツール対策等に取り組む必要があるほか、犯罪に至る前段階での被害の防止を図るなど、きめ細かな対策を進めていくことが重要。そのためにも、犯罪情勢分析の更なる高度化を進めていく必要がある。

1 懲戒処分者数の推移



2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等	2		3	1	6(- 4)
被疑者事故等		1	4	4	9(+ 6)
情報管理・取扱不適切			1		1(± 0)
職権濫用・収賄供応等	2	2			4(- 3)
犯人隠避等		1	3	1	5(- 4)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		2	4	6	12(- 6)
物品管理不適切等					0(± 0)
その他の勤務規律違反等		5	5	3	13(+ 3)
暴行・傷害等	2	3	7		12(± 0)
窃盗・詐欺・横領等	7	8	39	1	55(- 2)
交通事故・違反	10	13	7	6	36(- 4)
異性関係	13	24	50	7	94(+11)
その他の法令違反等	2	5	3		10(± 0)
監督責任					0(± 0)
計	38 (+ 6)	64 (- 8)	126 (+ 4)	29 (- 5)	257(- 3)

※ () 内は前年比を示す。

公安委員会 説明資料No. 3	平成30年における通信傍受 に関する国会への報告について	平成31年2月7日 刑事局
--------------------	---------------------------------	------------------

1 国会への年次報告等

通信傍受法第29条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

2 報告内容

平成30年中は、警察において、組織的な薬物事犯3事件、組織的な殺人等2事件、組織的な窃盗等1事件、組織的な詐欺等4事件及び組織的な恐喝等2事件の合計12事件に関し、携帯電話を対象とする46件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、計82人を逮捕したもの。

なお、平成30年に入り、平成27年中及び平成29年中に傍受を実施した3事件で、計11人を逮捕している。

※ 平成29年中の実施状況

- ・ 実施事件～13事件
- ・ 傍受令状の発付～51件

3 参考

平成12年8月の通信傍受法施行から平成30年までの間における同法の適用は、145事件（傍受令状発付460件）となった。